

第3章
計画の内容

施策の方向

1 早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供

共通課題

□すべての女性が自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、困難な問題を抱える女性を早期把握し、個々の課題に対して多様な支援を切れ目なく包括的に提供することが必要です。

施策①早期把握のための仕組みづくりの課題

□悩みごとの相談先として、行政の相談窓口を利用される方の割合は低く（第2章1（13）（P15）・第2章2参考データ②（P27））、認知度の低さやハードルの高さが課題となっています。さらに、誰にも相談しなかった方の割合も33.3%を占め（第2章1（13）（P15））、支援の存在を知らず、支援を受けようとも考えていない女性が存在していることが分かります。

□多様な手段を活用し、広く周知を行うことで、相談につながっていない方、また、そもそも相談窓口があることを知らない方を早期に把握し、必要な時には支援を受けることができることを伝えていく体制の整備が求められています。

□悩みを抱えた際などに利用してみたいサービスや場所について、「心身がリフレッシュできる場」「いつでも立ち寄れる居場所」「同じ悩みを持つ人々との交流の場」が占める割合は54.9%と約半数に上ります（第2章1（14）（P15））。

□気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者や他の当事者とも交流することができるような居場所の提供が必要です。

施策②健康・生活・就労・居住支援の充実の課題

□女性相談で受け付けた相談の内容は「医療（健康）関係」が22.7%を占めており（第2章1（2）（P8））自立支援に向けた第一歩として、健康支援が重要であることがわかります。

□心身の健康の回復には一定の期間を要するため、関係各所と連携し、個々の支援対象者の状況の違いに応じた専門的な支援を通じて、丁寧に回復につなげていくことが必要です。

□様々な背景から日常生活に必要な基礎的知識や習慣を身につける機会が少なかった方に対する、多様な生活支援も課題です。被害によって奪われてきた、あるいは育まれてこなかった、コミュニケーションの取り方を含めた生活する力の獲得に向けた支援が求められます。

□困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを指します。支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、就労支援はもちろんのこと、居住支援も必要です。

施策 ①早期把握のための仕組みづくり

相談窓口や支援施策について、区ホームページへの掲載や広報紙、チラシ、SNS等、様々な媒体を活用して、当事者が相談しようと思えるような方法で幅広く周知するとともに、誰もが相談しやすい体制整備を行います。また、気軽に安心して立ち寄ることができる居場所を提供し、早期把握・早期支援に努めます。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業(*)
1	アウトリーチ等による支援対象者の早期把握	アウトリーチをはじめ、来所・電話・メール等による相談、SNS等を利用し、支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努めます。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 高齢者福祉課 保健予防課 子ども若者課 児童相談課 子ども家庭支援センター 教育センター	★
2	気軽に立ち寄れる居場所の整備	区関係施設や空き家を活用し、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者や他の当事者とも交流することができるような居場所の整備に努めます。また、当事者や家族向けの講演会等も行います。	男女平等推進センター 地域区民ひろば課 自立促進担当課長 高齢者福祉課 子ども若者課 子ども家庭支援センター 住宅課	

*重点事業

区が特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」と位置付けて推進していくとともに、毎年度、事業評価をする対象とします。

施策 ②健康・生活・就労・居住支援の充実

困難な問題を抱える女性が、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現できる社会を目指し、個々の課題に対して、多様な支援を切れ目なく包括的に提供します。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
3	こころと身体の健康支援	医療機関等と連携した専門的な支援により、丁寧に回復につなげていきます。 <u>伴走型支援</u> （P49）や、特に支援が必要な妊産婦への支援等も実施します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 保健予防課 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 児童相談課 子ども家庭支援センター 教育センター	★
4	生活支援	関係機関とも連携しながら、生活に関する相談の機会を提供し、安定的な生活を送ることができる力を身につけるための環境を整備します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 生活福祉課 西部生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター	
5	就労等の日中活動の支援	個々の生活状況に合わせ、就労支援を行っている関係機関や民間団体と連携した就業支援を行います。また、就労に関する悩みや疑問の解消、スキルアップをテーマとした講座や、女性に特化した創業支援等も実施します。	男女平等推進センター 生活産業課 自立促進担当課長 障害福祉課 子育て支援課	

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
6	居住支援体制の推進	高齢者やひとり親世帯など住宅確保要配慮者（P48）の入居を断らないセーフティネット住宅（P49）の登録促進や家賃低廉化補助等による、民間賃貸住宅を活用した居住支援を実施します。離職者等に対しては、住居を失わないよう給付による支援を行います。また、空き家の住宅確保要配慮者向けのシェアハウス等への利活用を促進するとともに、庁内連携による入居相談支援体制の強化を図ります。	自立促進担当課長 住宅課	

コラム

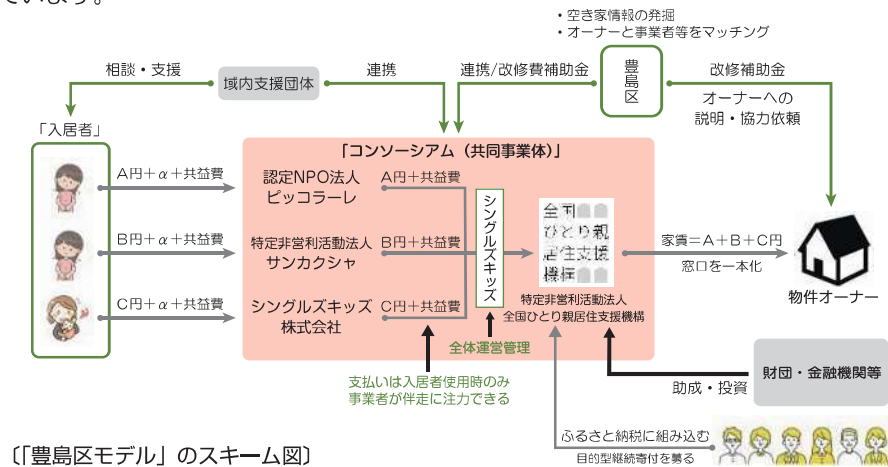
豊島区の「空き家利活用事業」と居住支援

平成31年から空き家を福祉的な住居や施設、地域コミュニティのための施設等に活用する事業を行っています。この事業は空き家のオーナーと空き家を活用したい事業者をマッチングし、事業化となった場合に改修費の補助や運営の支援を行うもので、住宅確保要配慮者向けの住居数の増加とセーフティネットによる家賃補助等の支援を通じて、より住みやすい体制の構築を目指しています。

また、ひとり親向けのシェアハウスについては新しいスキーム（「豊島区モデル」）も導入し、社会課題でもある空き家問題と居住支援の両者の課題解決を目指し推進しています。



〔ひとり親向けシェアハウス〕



施策の方向

2 様々な困難を抱える女性への支援の推進

共通課題

□女性、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害やDV被害（第2章1（7）～（10）（P11・12））により遭遇しやすい状況にあり、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題（第2章1（15）・（16）（P16・17））が存在します。また、男女が置かれた状況の違いなどを背景に、女性は、非正規雇用など不安定な就労状況（第2章1（17）・（18）（P17・18））や経済的困窮、孤立、差別や偏見などの社会的経済的困難等に直面するおそれがあります。

□**幼少期から若年層、中年・高齢期まで**、それぞれのライフステージによっても、家庭や社会生活の中で抱える生きづらさや困難は多岐に渡り（第2章1（2）（P8）・第2章2参考データ①（P27））、また、国籍や疾病や障害、過去の経験等に起因する、様々な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複雑化・複合化しています。

施策③若年女性支援の充実の課題

□若年女性は行政の支援が届きにくく、事態が重篤化してからようやく繋がることも少なくありません。民間団体との意見交換の中で、若年女性が支援を求めない理由として、自身の経験や気持ちを言語化するのが苦手であり、自己責任を内面化し、自己肯定感が低いこと（第2章1（19）（P19）・第2章2参考データ③（P28））、また、困難な状況に陥っても、行政の窓口は敷居が高く、相談すること自体にハードルを感じていることなどをあげています。

令和3年1月に「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げ、支援の届きづらい若年女性の支援に取り組んできましたが、つながるための支援、つながり続ける支援を行うためには、民間団体や関係機関、当事者世代等との連携をさらに強化していくことが重要です。

施策④複合的課題を抱える女性への支援の課題

□障害のある女性は、障害があることと女性であることの両面で生きづらさや困難を抱えており、障害のない女性よりも困難な状況に陥るにも関わらず、女性施策からも障害者福祉施策からもみえづらく、支援が行き届きにくい現状があります。

□同様に、外国人女性や、多様な性自認・性的指向の方等も複合的に困難な状況に置かれやすい傾向にあります。そのような状況にあることに留意し、当事者に寄り添った支援が求められています。

□本区はこれまで女性相談やDV専門相談、からだやこころ相談等、各相談窓口と女性相談支援員が連携し、支援を行ってきました。しかし、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる制度は、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、多岐に渡っており、多様化・複雑化・複合化した問題の解決には、制度を所管する庁内関係部署はもとより、最初に相談を受けた窓口での対応の充実を図るとともに、女性相談支援員を中心として相互に連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する体制を構築することが必要です。

施策 ③若年女性支援の充実

若年女性は、支援が必要でも行政につながりにくく、積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要であり、庁内外・区内外の多様な支援主体と連携し、その知識・強み・資源を最大限活用して、適切かつ迅速な支援に取り組むための体制を整えます。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
7	すずらんスマイルプロジェクトの推進 ⇒コラム	生きづらさを抱える若年女性を確かな支援につなげるため、庁内横断で取り組むとともに、民間団体や当事者世代、企業等とも連携・協働し、SNSなどを活用した当事者に届く情報発信や支援の輪を広げる取組を進めていきます。	男女平等推進センター（事務局）	★
8	ヤングケアラー（P49）への支援体制の強化	ヤングケアラーについての周知活動や勉強会を実施するほか、支援機関の橋渡し役となるコーディネーターやSSW（スクールソーシャルワーカー）が、関係機関と連携し、ヤングケアラーの支援に取り組めます。	子ども若者課 子ども家庭支援センター 教育センター	
9	予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実	関係機関が連携し、妊娠期から産後や育児に至るまで、見守りが必要な妊産婦への支援を継続して行います。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 児童相談課 子ども家庭支援センター	
10	安全・安心なまちづくりの推進	警察や地域団体等と定期的に行っている合同パトロールや各種キャンペーンのほか、区条例に基づく客引き、スカウトに対する行政指導等における声掛けの中で、トラブル等を把握した際は、関係機関と連携し対応する等、安全・安心なまちづくりを推進します。	治安対策担当課長 男女平等推進センター	

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
11	子どもや若者に向けた啓発と予防教育の充実	大学や学校等と連携し、デートDV（P49）や性と生に関する健康等の啓発・教育を進めます。 また、地域と連携した自殺予防のための啓発活動を行います。 さらに、学校における「生命の安全教育」中でも、性に関する基礎的・基本的な内容や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導しています。	男女平等推進センター 保健予防課 健康推進課 長崎健康相談所 指導課	
12	生理用品の無償配布	経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」に係る取組として、区施設での生理用品の無償で配布します。また、区施設の女性トイレに生理用品無料配布システムを設置しています。 区立小中学校でも、小中学生が安心して学校生活を送れるよう一部のトイレに生理用品を設置しています。	男女平等推進センター 子ども若者課 子育て支援課 庶務課	

コラム

女性の自死に至る行動

10歳代の薬物使用の約7割が市販薬という調査結果（2022年全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患実態調査）もあるように、近年、特に若年女性の市販薬のオーバードーズが増えています。

本区内における自傷行為による救急搬送件数は年々増加傾向にあり、女性は男性の約2.5倍です。背景にはコロナ禍により健康や生活・経済、家庭の問題が顕在化したことがあると考えられます。また、男性は初めから自死を完遂する手段を選ぶ傾向があることから、自殺死亡率は男性の方が高く、自傷行為は女性で多くなっています。

オーバードーズを含む自傷行為には、こころの痛みを緩和するための自己治療的な意味合いもあると言われており、不快感や否定的な感情から解き放たれ、鎮静効果をもたらします。しかしながら、慣れも生じやすく、初めのうちは軽い自傷行為だったものが徐々に進行して自死に至ってしまうこともあります。周囲の人は自傷行為そのものに着目するのではなく、早期に心のSOSに気づき、背景にある生きづらさに寄り添っていくことが大切です。



【イベントでのPR活動】

コラム

「なんとなく生きづらい」を「たしかな支援」につなげていく、若い世代の女性のための支援プロジェクト

すずらんスマイルプロジェクト

コロナ禍により、10代から20代の女性の貧困や虐待、自殺などの諸問題が顕在化したことを受け、生きづらさを抱えた若年女性を確かな支援につなげることを目的に、令和3年1月29日に立ち上げたプロジェクトです。

当初は現区長である高際みゆき副区長をリーダーに、女性管理職10名で活動していましたが、若年女性に本区の施策が届くよう、当事者に近い若手女性職員も趣旨に賛同し活動に参加しています。

令和5年度から、区長直轄のプロジェクトと位置づけ、部課長を含めた男性職員もメンバーに加えるなど、組織体制を強化し、これまで以上に全庁的な取組として、若年女性の支援を進めています。

若手職員の自由な意見や発想を取り入れ、自治体初となる生理用品の無償配布や、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNSを活用したターゲティング広告（P49）の実施など、スピード感をもって、組織横断的に取り組んでいます。

また、令和6年4月施行の「困難女性支援法」に基づく「支援調整会議」の試行モデルとなった「すずらん・ネット会議」をはじめ、民間団体や大学、企業等との連携を一層強化し、様々な取組を進めています。

本計画は、3年間にわたるすずらんスマイルプロジェクトの取組から得た、支援のあり方や支援体制の整備など、そのノウハウを取り入れた計画となっています。



【民間団体と連携して作成した
支援リーフレット】



【イベントでのPR活動】



【SNSを活用した
ターゲティング広告】

施策 ④複合的課題を抱える女性への支援

女性相談支援員を中心に、庁内各署の相談員や関係機関、民間団体等とも連携し、障害の有無、年齢やライフステージ、国籍、性自認や性的指向等、対象者の抱えている多様で複合的な問題やその背景、心身の状況等に合わせ、幅広い相談を受け止め、寄り添い、つながり続ける支援に取り組むための体制を整えます。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
13	女性相談支援員を中心とした包括的支援	女性相談支援員と各種相談窓口の連携を図り、必要に応じて協働で支援を行うなど、円滑な相談支援を進めます。また、女性相談支援員は支援対象者のニーズに照らし合わせ、問題や背景等の内容とともに整理し、関係機関等とのコーディネートを進めます。 さらに、支援対象者に寄り添いながら、各種社会福祉サービス等の必要な支援につなげます。	子育て支援課	★
14	女性支援マニュアルの作成	必要な支援は、相談からはじまり、広範で多岐に渡るため、切れ目のない支援ができるよう、相談窓口の職員向けの女性支援マニュアルの作成に取り組みます。	男女平等推進センター 子育て支援課	
15	障害者支援	障害のある人はDVをはじめ困難や被害や悩みがより潜在化しやすい傾向にあり、心理的ケアを含めた適切な相談支援や生活支援が行えるよう、当事者の立場に寄り添った支援に取り組みます。	男女平等推進センター 障害福祉課 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 指導課	
16	高齢者支援	高齢者は高齢者虐待をはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にあり、とりわけ単身高齢者は、孤立や経済的困難な状況に陥りやすいため、適切な相談支援につなげるような当事者の立場に寄り添ったアウトリーチや生活支援に取り組みます。	男女平等推進センター 高齢者福祉課 子育て支援課	

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
17	外国人支援	言葉や文化の違いにより孤立しやすく、困難や被害、悩みが潜在化しやすい傾向にある外国人に対し、関係機関や民間支援団体等と連携し、当事者の立場に寄り添った支援に取り組みます。 また、外国人相談窓口をはじめ、多言語での相談や情報提供を行うよう努めます。	多文化共生推進担当課長 区民相談課 男女平等推進センター 子育て支援課 学務課 指導課 教育センター	
18	犯罪被害者支援	東京都や民間支援団体、警察等とも連携し、犯罪被害者等への生活支援、心の支援等、被害者等に寄り添った具体的な支援に取り組みます。	福祉総務課	
19	多様な性自認・性的指向の人々への支援	多様な性自認・性的指向であることに起因する日常生活における生きづらさや人権侵害・差別により直面する困難もあり、関係機関や民間団体等と連携して、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援に取り組みます。	男女平等推進センター 子育て支援課 指導課	

施策の方向

3 多様な主体による支援体制整備

共通課題

□法は、困難な問題を抱える女性支援の施策を講ずる際には、関係地方公共団体間の緊密な連携を図るとともに、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練期間、教育機関、警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮するものとしています。

□注目すべき特徴の一つとして、「民間団体との協働による支援」を法に明確に位置付けたことが挙げられます。

地域には様々な分野で活躍する民間団体が存在し、それぞれの設置目的に従って、独自の活動をしています。区は、こうした民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性を支援することができるとされています。

□区が、協働するにあたっては、「豊島区自治の推進に関する基本条例（平成18年条例第1号）」の協働の原則にもあるように、多様な主体が役割分担及び対等な協力関係に基づき、ともに活動する理念のもと、支援体制の構築、相互理解のための取組、情報共有、関連事業の企画・運営などを進めていくことになります。

施策⑤庁内外支援体制の整備の課題

□庁内において、支援のための最初の受け皿は関係分野の相談窓口となりますが、困難な状況に陥っている場合、問題の性質を見極め、整理して言語化すること、あわせて的確な相談窓口を探し出し、主体的に連絡をとることは大変な労力やエネルギーを必要とします。そうした状況で区に寄せられたSOSをとりこぼさず、丁寧にその意図を汲み取り、適切かつ迅速に支援をスタートするために、より支援対象者に寄り添った体制を築くことが求められます。

施策⑥民間団体や関係機関との協働の推進の課題

□豊島区やその近隣で、直接的・間接的に女性支援を行う団体は、第2章掲載の民間団体の調査結果からも読み取れるように、多種多様に存在していますが、区との連携・協働が進んでいる団体はその一部であるため、お互いの状況を理解し、尊重しあいながら支援のための協働体制を整備することが課題です。

施策⑦困難女性支援に対するすべての人の理解の促進の課題

□区や関係機関、民間団体に相談できる、支援を求めることができるということ、更には自身が困難な状況に陥っていること自体を、支援対象者自身が認識できていない場合があります。また、支援対象者となりうる女性のみならず、すべての人が困難な問題を抱える女性への支援に関し、関心と理解を深められるよう国と地方公共団体が教育と啓発に努めることも法に規定されていますが、法の施行からまだ日が浅く、その趣旨が十分に浸透していないことや、地域全体でどのように困難な状況にある女性を支えていくかという課題もあります。

としま包摂ネットワークの取組

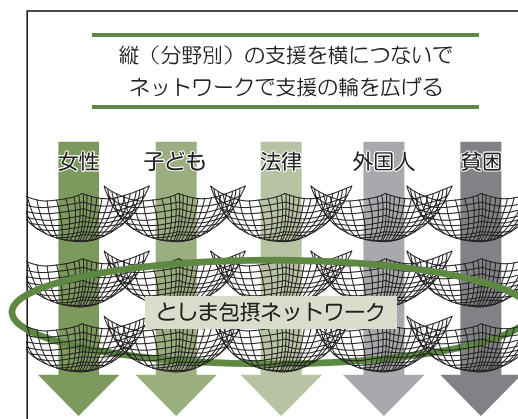
包摂という言葉をご存知ですか？包摂とはインクルージョンともいわれ、いろいろな人がその個性や特徴を認め合い、違いを受け入れながら、ともに働き、活動するという概念を指します。

「としま包摂ネットワーク」は、すべての人がその人らしく生きるために必要な「味方」とそれぞれの長所に目を向けて「出番」をつくり、サポートするための、豊島区の地域を中心とした包摂的なネットワークです。

豊島区内のさまざまな強みやリソース（資源）を持つ支援団体・人をつなぎ、コミュニケーションを取り、お互いに気軽にサポートを求めあえるような関係構築を目指して令和5（2023）年に立上げられました。

地域では多種多様な団体がその目指すところにより、特徴ある支援活動を行っていますが、支援する側も限定的な活動範囲に由来して孤立していることがあります。としま包摂ネットワークでは主にメーリングリストを支援ツールとして活用しながら、支援者間のネットワークをつくり、支援を必要とする人が抱える複合的な問題に様々な角度から取り組めるよう、また、地域全体で包摂的なサポートができるよう、地域サポーター養成セミナーを開催して、担い手を増やしています。

また、団体の事務局を法律事務所が担っているため、司法による問題解決につなげやすいのも「強み」のひとつです。



施策 ⑤庁内外支援体制の整備

庁内外・区内外の多様な支援主体が連携し、その知識・強み・資源を最大限活用して、多様化・複合化・複雑化する問題を抱える女性への適切かつ迅速な支援に取り組むための体制を整えます。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
20	支援調整会議の設置	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換や、支援の内容を協議するために、関係部署、関係機関、民間団体等を構成メンバーとする支援調整会議を設置します。	男女平等推進センター	★
21	他自治体等との連携	先進的な取組を行っている自治体との意見交換を行い、支援内容の充実を図ります。 民間団体や支援者に対しても、実情に応じた効果的な研修の機会を提供し、支援体制の強化に努めます。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子育て支援課 児童相談課	
22	相談支援機能の強化	警察及び民間団体との連携により相談受付体制の確保に努めます。 女性相談支援員等が専門的技術に基づいて必要な支援を行えるよう、支援員の質の向上につながる研修を充実させます。 また、支援員が抱える個別事例に対する助言を受けられるよう、体制整備について検討を行います。 多様な性自認・性的指向の人々を含めた、性別等に関わらず相談しやすい環境を整備します。	支援に関わる 相談窓口設置課	
23	支援者のメンタルケア等の充実	複雑困難な事例による支援者側の精神的負担への配慮や事例研究等によるスキルアップに取り組みます。また、女性相談支援員等の心身の健康を守るために、セルフケア等のメンタルヘルス対策を行います。	人材育成担当課長 男女平等推進センター	

施策 ⑥民間団体や関係機関との協働の推進

地域で活動する民間団体の支援の状況や課題等に関する意見交換等を通じ、豊富な知見や経験を施策に生かすとともに、つなげ・つながり合うような橋渡しや、関係機関や民間団体と協働して、女性支援に係る各種事業を実施します。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
24	協働推進のベースづくり	協働推進のベースづくりのため、地域で活動する民間団体との意見交換等を実施し、その豊かな知見と経験を施策に生かします。	男女平等推進センター 子ども若者課	
25	ネットワークの構築	行政や関係機関、民間団体等のネットワークを構築し、それぞれの取組を情報共有するとともに、顔の見える関係づくりにより、連携体制の強化を図ります。 連携・協働に関連する職員研修を実施します。	人材育成担当課長 男女平等推進センター 自立促進担当課長 保健予防課 子ども若者課 子育て支援課 児童相談課 子ども家庭支援センター 住宅課	★
26	協働事業の実施	支援対象への支援の一部の委託事業化や補助制度の検討なども含め、民間団体の強みを活かし、協働して支援事業を展開します。	男女平等推進センター 区民活動推進課 自立促進担当課長 子ども若者課 児童相談課 子ども家庭支援センター 住宅課	

施策 ⑦ 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進

支援対象者がその困難な状況と問題に気づき、自身がかけがえのない存在であることや支援を受けられることを知ることができ、また、支援につなげられるよう図るとともに、すべての人が困難な問題を抱える女性とその支援について関心と理解を寄せ、誰もが支援者となって、地域全体で支える意識の醸成に資する普及啓発を進めます。

番号	主な取組/事業	内 容	所管課	重点事業
27	当事者のエンパ ワースメント (P48)	自己肯定感向上や自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けられること等の意識の醸成を図るための啓発を充実させます。 当事者同士や支援者がつながるための取組を進めます。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子ども若者課 子育て支援課 児童相談課	★
28	区民・事業者等への普及啓発	若年層の性暴力被害予防月間や女性に対する暴力をなくす運動、各種イベント等、様々な機会をとらえ、困難な問題を抱える女性への理解を促進するとともに、女性に限らず誰にでも起こりうる身近なものであると理解することで被害や加害を生み出さないよう、啓発方法や内容を工夫した効果的な情報発信に努めます。また、相談窓口や活用できる施策について積極的に周知を行います。 国の動向を注視しつつ、 <u>加害者プログラム</u> (P48) を開催する等、加害者自身の責任の自覚により、暴力の再発を防ぐための取組を検討し、暴力のないパートナーシップの実現を目指します。 女性支援施策に関する区民に対する教育・啓発、広報等を実施します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子ども若者課 子ども家庭支援センター	

A decorative graphic consisting of three solid green circles of decreasing size arranged vertically on the right side of the page. A horizontal green line extends from the left edge of the page, passing behind the text and ending at the smallest circle.

第4章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係各課が連携して計画に基づく施策を着実に実施するとともに、「困難女性支援に関する庁内連絡会議」において適宜、情報共有や意見交換等を行い、全庁的な体制により、円滑かつ効果的な推進を図ります。あわせて、地域の支援関係者や関係機関等と連携・協働し、区全体として施策を推進していきます。

2 評価・進捗管理

本計画における年度ごとの取組状況の確認・評価については、事業を実施している担当課において事業の内容を評価する実施状況調査を行い、結果の取りまとめを男女共同参画推進会議及び男女共同参画推進委員会（区の内部会議）に提出します。そこでの検討を踏まえ、評価結果を次年度の事業改善につなげていきます。

また、設定された計7の目標についても、毎年度確認して進捗状況や成果を把握し、2年後の計画の見直しにつなげます。

指 標

施 策	評価指標	現状値 令和6(2024)年度	計画目標 令和8(2026)年度
①早期把握のための仕組みづくり	相談できる場を知っている人の割合【%】	令和7年度集計	増やす
②健康・生活・就労・居住支援の充実	専門医による「女性の健康相談」と「こころの相談」の利用状況	女性の健康相談 32件 こころの相談 22件	女性の心身の健康の困難な状況に応じて適切に相談を利用することができる
③若年女性支援の充実	SNSを活用したターゲット広告によるインプレッション(表示)数・リーチ(クリック)数【回】	インプレッション(表示)数 1,421,198回 リーチ(クリック)数 5,822回	インプレッション(表示)数 1,500,000回 リーチ(クリック)数 6,200回
④複合的課題を抱える女性への支援	個別支援計画策定件数【件】	16件 (試行実施)	50件
⑤庁内外支援体制の整備	関係機関や民間団体との支援調整会議関連会議開催数【件】	令和7年度集計	増やす
⑥民間団体や関係機関との協働の推進	支援状況調査回答民間団体数【団体】	20団体	25団体
⑦困難女性支援に対するすべての人の理解の促進	当事者のエンパワメントにつながる事業実施数【件】	令和7年度集計	増やす

參考資料

1 用語解説

本計画で掲載されている用語の解説を五十音順に示します。それぞれの用語に初出ページを記載しています。

【あ行】

●アウトリーチ……………(P20)

必要な支援が届いていない人に行政や支援機関などが積極的な働きかけを行い、情報や支援を届けるための取組

●エンパワメント……………(P44)

社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、当事者が本来持っている長所・力・強さに着目して援助することで、当事者自身が自らの能力や長所に気づき、自信を得ることで、自ら主体的に取り組めるようになることを目指す理念のこと。

【か行】

●加害者プログラム……………(P44)

被害者支援の一環として、被害者の安全を確実なものとする、加害者に自身の加害の責任を自覚させる、加害者の認知・行動変容を起こすことを目的として加害者を対象に行うプログラム。

【さ行】

●ジェンダー……………(P2)

生物学的性別や性差を意味するセックスに対して、社会的・文化的に形成された性別や性差を意味する言葉。

●住宅確保要配慮者……………(P33)

低所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び施行規則（国土交通省令）」に定める、住まいを確保する際に配慮を要する人々。

●女性相談支援員……………(P8)

困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員

●性自認……………(P3)

自分自身の性別を、自分でどのように認識しているかということ。「心の性」と言い換えられることもある。

●性的指向……………(P23)

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、又は向かないかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

●セーフティネット住宅……………(P33)

住宅確保要配慮者の入居を拒まない、規模・構造等について一定の基準を満たした住まいとして登録された賃貸住宅。

【た行】

●ターゲティング広告……………(P37)

ターゲットとなる層の属性を考慮し、興味・関心を推測して広告配信する手法。

●デートDV ……………(P36)

結婚前の恋人間の暴力のこと。親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

【は行】

●伴走型支援……………(P32)

専門職による対人支援において、支援の両輪とされる2つのアプローチのうちのひとつ。具体的な課題解決を目指すアプローチに対し、つながり続けることを目指すアプローチを伴走型支援という。

●包括的性教育……………(P26)

性に関する知識だけではなく、ジェンダー平等や多様性、人権を含む教育のこと。

【や行】

●ヤングケアラー……………(P35)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

2 男女共同参画推進会議委員名簿

No.	職 名	区 分	氏 名	備 考	
1	会 長	学識経験者	治部 れんげ	東京工業大学リベラルアーツ 研究教育院准教授	
2	副会長		クリストッフェル クランツ	マス・メディア関係	
3	委 員		片上 平二郎	立教大学社会学部准教授	
4			村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト 理事	
5		区議会議員	有里 真穂	区議会議員	
6			北岡 あや子	区議会議員	
7			塚田 ひさこ	区議会議員	
8			星 京子	区議会議員	
9		地域団体 登録団体等	宮地 明子	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	
10			日向野 修二	豊島区小学校長	
11			阿部 やよい	エポック10登録団体	
12			栗林 知絵子	エポック10登録団体	
13			須藤 啓光	エポック10登録団体	
14		区 民	紙子 陽子	公募区民	
15			永野 浩美	公募区民	
16		オブザーバー	女性活躍推進 協議会	新庄 聖	労働団体
17				原 実則	労働団体

3 計画策定にあたって開催した会議の開催経過

(1) 豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会

開催日	議 題
第1回 令和6年5月17日	・豊島区困難女性支援基本計画の策定について
第2回 令和6年7月19日	・豊島区困難女性支援基本計画骨子案について ・豊島区困難女性支援基本計画の体系図について ・ワーキンググループ等の報告について ・豊島区困難女性支援基本計画策定に係る調査について
第3回 令和6年9月13日	・豊島区困難女性支援基本計画の素案について ・豊島区困難女性支援基本計画の目標について ・豊島区困難女性支援基本計画策定に係る調査の結果について
第4回 令和6年11月1日	・豊島区困難女性支援基本計画案について ・豊島区困難女性支援基本計画の目標について

(2) 豊島区男女共同参画推進委員会

開催日	議 題
第1回 令和6年7月2日	・豊島区困難女性支援基本計画策定の進捗状況について
第2回 令和6年8月29日	・豊島区困難女性支援基本計画の素案について
第3回 令和6年10月24日	・豊島区困難女性支援基本計画案について
第4回 令和7年1月21日	・豊島区困難女性支援基本計画案パブリックコメントの結果報告について

(3) 豊島区困難女性支援基本計画策定ワーキンググループ

開催日	議 題
第1回 令和6年6月13日	・ 困難女性支援法、豊島区困難女性基本計画等の概要説明 ・ 困難を抱える女性について ・ 女性相談支援の現状について ・ ワークショップ ○ 困難を抱える女性について ○ 支援のための課題と取組、連携について（1）
第2回 令和6年6月28日	・ 民間団体との協働について ・ ワークショップ ○ 支援のための課題と取組、連携について（2） ○ 目標案 ・ 調査対象民間団体等の抽出、調査内容への意見
第3回 令和6年7月12日	・ 全体のまとめ

(4) すずらんスマイルプロジェクトでの検討

開催日	議 題
第1回 令和6年6月17日	・ ワークショップ ○ 女の子とつながるには ○ 支援の輪を広げていくためには ○ 庁内に向けてできることは
第2回 令和6年7月1日	・ ワークショップ ○ 支援のための課題と取組、連携について（1）
第3回 令和6年7月4日	・ ワークショップ ○ 支援のための課題と取組、連携について（2）

4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

公布 令和四年五月二十五日法律第五十二号

施行 令和六年四月一日

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条―第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

参考資料

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める

基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこいれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の

四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
三 略
四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二條 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

第1次 豊島区困難女性支援基本計画



令和7(2025)年3月

発行：豊島区男女平等推進センター
(エポック10)

住所：豊島区西池袋二丁目37番4号
としま産業振興プラザ(IKE・Biz)3階
電話：03-5952-9501

